

田原市入園用品等支給事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年田原市条例第19号）第3条に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。）を運営する事業者が、保育所等を利用する子どもの保護者に対し、入園用品等の支給に要する費用について、予算の範囲内で田原市入園用品等支給事業費補助金を交付することにより、子育て支援の拡充を図ることを目的とする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象子どもが在園する市内の保育所等を運営する事業者とする。

2 前項の「補助対象子ども」とは、市内に在住し、又は在勤している保護者に養育されている子どもをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が、別表に掲げる入園用品等を補助対象子どもの保護者に支給するために要した費用とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる入園用品等の区分に応じ、同表補助金の額の欄に定める金額とする。ただし、補助対象経費の額が補助金の額を下回るときは、当該補助対象経費の額を補助金の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原市入園用品等支給事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、田原市入園用品等支給事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る事業の内容を変更しようとするときは、速やかに田原市入園用品等支給事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更の場合は、この限りでない。

(変更等の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、第6条の例により変更等の決定をし、

田原市入園用品等支給事業費補助金変更等決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（概算払）

第9条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、田原市入園用品等支給事業費補助金概算払請求書（様式第5号）に基づいて、交付決定額の9割を上限として概算払により交付することができる。

（実績報告書の提出）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、田原市入園用品等支給事業費補助金実績報告書（様式第6号）に、経費の支払等を証明する書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市入園用品等支給事業費補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、前条の通知書を受領したときは、速やかに田原市入園用品等支給事業費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領後30日以内に補助金を補助事業者に交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、例規、本要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる場合
- (4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少した場合
- (5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

（遅延利息）

第14条 補助事業者は、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（必要な指示等）

第15条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、

又は検査をすることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

入園用品等	補助金の額（単価）
(1) 3歳及び新たに入園した4歳又は5歳の補助対象子どもに支給するクレヨン等描画用品	700円
(2) 3歳以上の補助対象子どもに支給する出席ノート及びシール	900円
(3) 新たに入園した補助対象子どもに支給するお便りばさみ	400円
(4) 補助対象子どもに支給する名札	200円

備考 補助対象子どもの年齢は、当該年度の初日の前日を基準日とする。

様式第2号（第6条関係）

田原市入園用品等支給事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年度田原市入園用品等支給事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 額の内訳
年 月 日付けの田原市入園用品等支給事業費補助金交付申請書のとおり

様式第3号（第7条関係）

田原市入園用品等支給事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)
氏名(代表者名)

年度田原市入園用品等支給事業費補助金について、下記のとおり変更交付を受けたいので申請します。

記

- 1 変更交付申請額(変更後の総額) 金 _____ 円
- 2 変更額の内訳 別紙のとおり
- 3 添付書類 その他関係書類

様式第4号（第8条関係）

田原市入園用品等支給事業費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年度田原市入園用品等支給事業費補助金について、下記のとおり変更交付決定したので、通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 金 円

2 額の内訳

年 月 日付けの田原市入園用品等支給事業費補助金変更交付
申請書のとおり

様式第5号（第9条関係）

田原市入園用品等支給事業費補助金概算払請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)
氏名(代表者名)

年度田原市入園用品等支給事業費補助金の概算払を、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 交付決定(変更交付決定)額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払請求額 | 金 | 円 |

(添付書類)

参考となる資料

様式第7号（第11条関係）

田原市入園用品等支給事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年度田原市入園用品等支給事業費補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1	確定の基礎となった事業費	金	円
2	交付決定通知額	金	円
3	交付確定額	金	円

様式第8号（第12条関係）

田原市入園用品等支給事業費補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度田原市入園用品等支給事業費補助金を、下記のとおり請求します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	概算払受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円